

すべての人がいきいきと安心して暮らせるまち

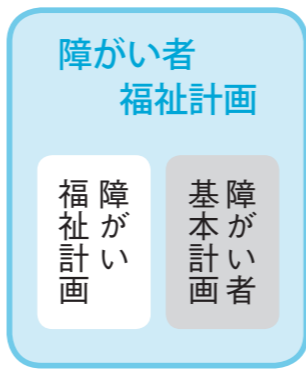
障がい者福祉計画を策定

市では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、協力し合う社会の実現に向け、地域と行政が手を携え、一人ひとりが支え合つまちづくりを進めていきます。

障がい者福祉計画ってどういふもの？

障がいのあるすべての方が、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画で、

「障がい者基本計画」(※1)
「障がい福祉計画」(※2)
の2つの計画からなっています。



(※1)障がい者基本計画とは、公助による支援だけでなく、市民や地域、事業所、団体などが「自助」「共助」の取り組みを推進していくための計画です。

障がい者に関する施策の基本の方向を6つの分野(左頁下図)に分け、各施策を展開するための指針として定めています。

(※2)障がい福祉計画とは、障がい者(児)の地域生活を支える総合的な支援体制を推進するための計画です。

障がい福祉サービス等を提供するための基本的な考え方を

計画の期間

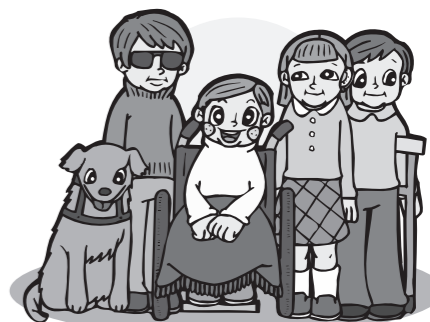
障がい者基本計画は、平成27年度から32年度までの6年間、障がい福祉計画は、平成27年度から29年度までの3年間を計画の期間としています。

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
障がい者基本計画	6年間					
障がい福祉計画	3年間			→		

市の障がい者の現状

市の人口は減少傾向にありますが、障がい者数は、社会環境の変化などにより増加傾向にあります。

障がいの種類別では、平成23年度から25年度にかけて身体障害者手帳所持者は2.5%、療育手帳所持者は6.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者は6.5%とそれぞれ増加し、全体では3.3%増加しています。



基本理念

本計画では、市民と行政が共に障がい者に対する取り組みを推進していくため、

「ぬくもりに満ちたつるがで自立して共に生きる」を基本理念とします。

計画の推進

計画の推進にあたっては、基本理念の下、6つの基本方向に沿って各施策を推進していきます。(下図)

また、平成29年度の目標数値を定め、ニーズに応じた「障がい福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図り、基本理念の実現を目指します。

計画の全体版と概要版は市ホームページでも掲載しています。



基本理念

ぬくもりに満ちたつるがで自立して共に生きる

基本方向

